

# いじめ問題防止に関する基本方針



洞峰学園つくば市立二の宮小学校

## 1 いじめの定義

### ○いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項より）

### ○いじめに対する基本理念

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 2 いじめの重大事態

### ○いじめの重大事態の定義

#### ① 生命心身財産重大事態

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号より）

#### ② 不登校重大事態

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号より）

### ○いじめの重大事態への対応

- (1)発生した旨を地方公共団体の長へ報告する。
- (2)つくば市教育局と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3)当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。

## 3 未然防止のための取り組み

### ○学級経営の充実

- ・児童・生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、児童・生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級をつくる。
- ・児童・生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要となる。

### ○授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・「楽しい授業」「学びたくなる授業」を通して児童・生徒の学びを保障する。
- ・**すべての児童が参加・活躍できるための授業研究を進める。**
- ・**授業の相互参観により学びたくなる授業づくりを推進する。**

### ○道徳において

- ・いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

#### ○学級活動において

- ・話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手立てについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・グループワーク等の心を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

#### ○学校行事において

- ・児童・生徒が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。
- ・**集団の一員としての自覚や態度・資質や能力を育むための場や機会を提供する。**

#### ○児童会・生徒会活動において

- ・自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。(児童会・生徒会主体のいじめ防止啓発活動の展開。ポスターの作成や掲示。)

#### ○家庭や地域との連携

- ・いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図る。

### 4 早期発見のための取り組み

#### ○児童の些細な変化や児童・保護者・地域からの報告や訴えに対し迅速な対応を行う。

- (学年主任、生徒指導主事、管理職へ)
- ・認知した時点ですぐに情報を共有する。
- ・担任だけでなく、組織的に対応する。
- ・緊急性の高い事案は、いじめ対策チームを組織し、最優先で対応する。

#### ○複数の教員の目による日常の交流を通じた発見に努める

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して児童・生徒に関わることにより、発見の機会を多くする。
- ・休み時間、放課後の校内巡回を計画的に行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールサポーターによる学級訪問、授業参観を積極的に行う。

#### ○アンケート等の調査を計画的に行う

- ・「学校生活アンケート」「いじめ実態調査」を定期的実施する。
- ・アンケート調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

#### ○教育相談による把握

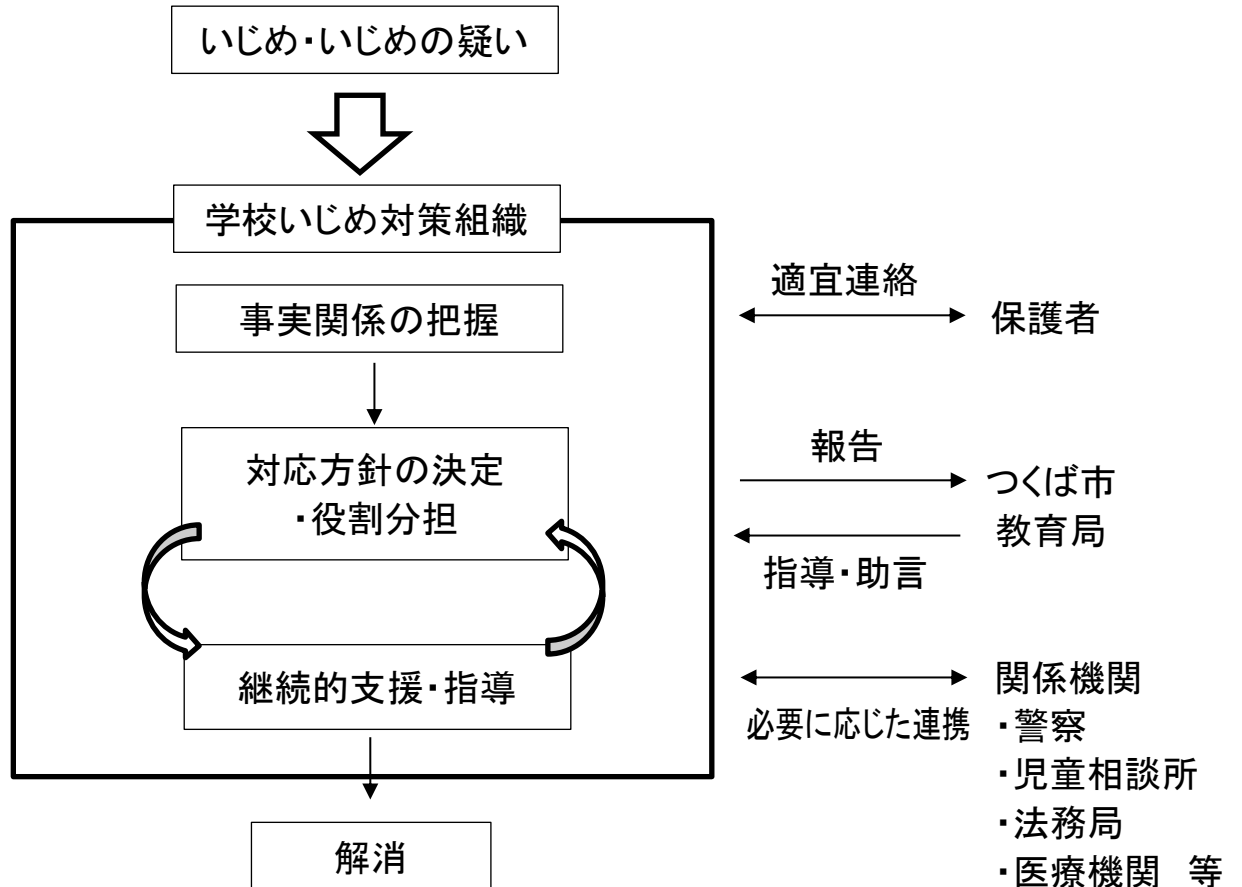
- ・担任による定期的な面談を実施する。
- ・児童・生徒の希望や相談が必要と思われる場合は、担任以外(教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が面談の体制を整える。
- ・面談方法等についてスクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

#### ○保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- ・いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、名前等についてできるだけ詳細に情報を得て、学年主任、生徒指導主事、管理職に報告する。

- ・ 相談ポストの設置やネット相談「先生あのね」を活用することにより、児童が悩みや困りごとを伝えられる場を提供し、問題の早期発見・解決に努める。

## 5 問題への対応(いじめ発見から解決までの取り組み)



## ◆いじめ対策年間計画◆

月	教職員の活動			児童・生徒の活動	
	対策委員会	校内研修	教育相談等	学級活動	児童・生徒会活動
4	○全体計画の検討 ○現状把握 ○日々の情報共有	○いじめに対する 共通理解 ○会議における 情報共有		○学校のルールや 人間関係づくり のための活動	
5			○「i-Check」実施 (4年生以上の実施)	○行事をとおした 人間関係づくり	○いじめ防止に向 けての啓発活動 ・ポスター作成等
6		○「学校生活ア ンケート」の 分析と活用	○「学校生活ア ンケート」実施	○SOSの出し方教育	
7		○「i-Check」の 分析と活用	○二者面談 ○保護者面談		
8					
9				○いじめを題材と した道徳の授業	
10	○学校評価を受 けての対策の 点検	○「学校生活ア ンケート」の 分析と活用	○学校生活ア ンケート実施 ○二者面談	○行事をとおした 人間関係づくり	
11					○いじめ防止に向 けての啓発活動 ・標語などの募集
12			○保護者面談		
1					
2					
3	○評価と次年度 計画のまとめ ▼	○評価と次年度の 課題 ▼	○相談内容の まとめ	○学級じまい	

### 相談窓口

★いじめ悩み相談対応室（つくば市）

☎ 029-883-1283

★こどもホットライン（茨城県）

☎ 029-221-8181

★茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター

☎ 029-823-6770

★つくば市教育相談センター

☎ 029-866-2211

★子どもの教育相談（茨城県）

☎ 029-225-7830